

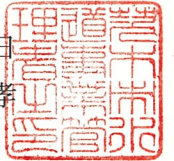
茨木市水道事業公告第 30 号

茨木市水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し及び茨木市水道施設更新計画改定業務に係るプロポーザル公告について

茨木市水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し及び茨木市水道施設更新計画改定業務について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 7 年 8 月 25 日

茨木市水道事業管理者 福岡 俊孝



1 業務概要

(1) 業務の名称

茨木市水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し及び茨木市水道施設更新計画改定業務

(2) 業務の目的

本業務は、令和 5 年 3 月に策定した「茨木市水道事業ビジョン・経営戦略」について、具体的施策や投資・財政計画の状況を踏まえた上で必要に応じた目標の見直しを行うことと、令和 4 年 3 月に改定した「茨木市水道施設（耐震化）更新計画」について、「投資試算」と「財源試算」を均衡させた投資財政計画の再検討を行うことにより、経営基盤の強化及び適正な財源の確保を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

「茨木市水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し及び茨木市水道施設更新計画改定業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

2 当該業務の予算額等

54,637,000 円（税込）

令和 7 年度から令和 8 年度までの債務負担行為を設定している。（令和 7 年度：0 千円、令和 8 年度：54,637 千円）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければなら

ない。

- (1) 茨木市水道部の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、当該名簿に登載されていない者についても本プロポーザルに参加を認めるが、その場合、当該登載のないものが契約候補者となった場合は、入札参加資格申請書等を提出し審査を受けること。
- (2) 茨木市水道部物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）及び茨木市水道部建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は茨木市水道部建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 茨木市暴力団排除条例（平成 24 年茨木市条例第 31 号）第 8 条第 1 項第 6 号に規定する場合又は同項第 7 号の規定する場合に該当しないこと。
- (5) 過去 5 年以内に、給水人口 10 万人以上の水道事業体の経営戦略及び水道事業のアセットマネジメント（タイプ 3C 以上）の計画策定業務を受注し完了実績があること。
- (6) 管理技術者、照査技術者、主担当技術者（コンサルタント業務）として、技術士（上水道部門）、技術士（総合技術管理部門—上水道）または R C C M（上水道及び工業用水道部門）のいずれかの有資格者を配置できること。
- (7) 上記 (6) における技術者が、過去 5 年以内に、給水人口 10 万人以上の水道事業体の経営戦略及び水道事業のアセットマネジメント（タイプ 3C 以上）業務を受注し完了実績があること。ただし、再委託による業務において従事した業務は除く。
- (8) 主担当技術者（経営関連業務）は、公認会計士の資格取得者を配置すること。
なお、主担当技術者（経営関連業務）は、過去 5 年以内に、給水人口 10 万人以上の水道事業体における財政計画または料金改定支援業務の実績を有すること。（再委託による業務を含む）
- (9) 配置技術者については、技術者に委任された権限の重大性から、契約の履行のために受託事業者と技術者との直接的で恒常的な雇用関係（参加申込書の提出のあった日の 6 ヶ月以前から雇用関係）を必要とする。なお、経営関連業務における主担当技術者においては、再委託を認める。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

「茨木市水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し及び茨木市水道施設更新計画改定業務委託に係るプロポーザル実施要項」のとおり

(2) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式 2 号）に必要事項を記入し、会社名及び代表

者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

①会社の概要（様式3号）

②業務実績調書（様式4号）

※契約書の写し等、業務実績を証明できる書類を添付すること

③業務実施体制調書（様式5号）

※保有資格を証明できる書類を添付すること

※配置予定技術者との雇用関係を証明する書類（社員証と雇用年月日がわかる書類等）の写しを添付すること。

※経営関連業務における主担当技術者を再委託する場合、その再委託する会社名を記入すること。また、雇用関係を証明する書類については、再委託先との雇用関係を証明する書類を提出すること。

イ 提出先：茨木市水道部総務課（茨木市合同庁舎2階）

ウ 提出期限：令和7年9月26日（金）午後5時まで

（土日祝日を除く、平日午前9時から午後5時まで）

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

5 日程

参加申込期間	令和7年8月25日（月）午前9時から 令和7年9月26日（金）午後5時まで（厳守） ※ 土日、祝日を除く
質問期限	令和7年9月10日（水）午後3時まで（厳守）
質問に対する回答	令和7年9月17日（水）
参加資格審査結果通知	令和7年10月2日（木）発送
企画提案書提出期間	令和7年10月2日（木）から 令和7年10月15日（水）午後5時まで（厳守）
審査結果通知（第1次）	令和7年10月21日（火）発送
第2次審査	令和7年10月31日（金）（予定）
審査結果通知（第2次）	令和7年11月7日（金）発送（予定）
契約締結	令和7年12月以降
業務開始	契約締結日以降

6 問い合わせ先

茨木市水道部総務課 担当：堀井

TEL 072-620-1690（直通）

E-mail suidosomu@city.ibaraki.lg.jp